

白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新	旧
附 則 (経過措置) 2 当分の間、第10条第3項の規定については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、<u>放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。	附 則 (経過措置) 2 <u>この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。